

第61回地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会

日 時：令和7年8月5日（火） 午後6時から午後7時まで
場 所：宮城県庁11階 第二会議室（W e b会議併用）

第61回地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会 議事録

日 時：令和7年8月5日（火） 午後6時から午後7時まで
場 所：宮城県庁11階 第二会議室（Web会議併用）

出席委員：小山かほる委員、加藤千恵委員、郷内淳子委員、小林康子委員、齋藤昌利委員、土屋 滋委員、橋本 省委員

1. 開 会

司 会 ただいまから第61回地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会を開会いたします。本日の出席者は出席者名簿のとおりでございます。委員の半数以上の御出席をいただいているので、地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会第6条第2号の規定に基づきまして本委員会は成立していることを御報告いたします。なお、本日の会議は前回の委員会で決定しました通り公開といたします。それでは、進行は土屋委員長にお願いしたいと存じます。土屋委員長、よろしくお願ひいたします。

2. 議 事

土屋委員長 はい。それでは始めたいと思います。本日の委員会においては、各委員からの意見をもとに、令和6年度業務実績及び暫定評価期間業務実績について、県の評価案に対し、評価委員会として意見の申し出を行います。法人から提出されました財務諸表についても、評価委員会として意見の申し出を行います。初めに議事1、令和6年度業務実績等に関する評価について、県の評価案を事務局から説明していただきます。その後、委員の皆様から御意見等を伺いたいと思います。それでは事務局から説明をお願いします。

事 務 局 はい。それでは事務局から御説明いたします。まず始めに、本日の会議で使用する資料を確認させていただきます。まず資料1ですが、こちらは令和6年度の業務実績に関する県の評価結果でございます。1枚おめくりいただき、目次となっておりますが、1「評価の視点」、2「全体評価について」、3「項目別評価について」とございまして、以下項目ごとに評価の判定結果とその理由、また委員からの意見・指摘等を記載する構成となってございます。次に資料2でございますが、こちらは第5期中期目標暫定評価期間の業務実績に関する県の評価結果でございます。こちらも1枚おめくりいただき目次となっておりますが、資料1と同様の構成となっておりますが、1番最後に「4 中期目標期間の終了時の検討について」としまして、地方独立行政法人法第30条に基づく検討結果を記載しております。なお、この資料1と資料2は9月県議会に報告するものとなっております。

次に資料3ですが、こちらは令和6年度業務実績及び暫定評価について、法人の自己評価、委員評価、県の評価案を一覧にしたものとなっております。なお、着色している箇所は法人の自己評価と異なる評価となっている箇所でございます。

次に資料4ですが、こちらは委員の皆様から提出していただいた項目別評価シートを取りまとめ、さらに県の評価案を記入したものとなっております。なお、資料1及び資料2の項目評価については、この資料4に記載した県の評価案を転記する形で作成しております。また、委員の皆様からいただいた意見につきましても、資料4からいくつか選定し、資料1及び資料2の方に記載しております。

次に資料5の1、資料5の2及び資料6ですが、こちらは委員の皆様からいただいた令和6年度業務実績及び暫定評価期間業務実績の全体評価、また中期目標期間終了時の検討について、それぞれ取りまとめたものでございます。

最後に資料7ですが、こちらは委員の皆様からいただいた質問事項とその回答でございます。

それでは議事の1、令和6年度業務実績等に関する評価について、資料3と資料4を用いて御説明させていただきます。初めに資料3を御覧ください。左から法人の自己評価、委員評価、県の評価を記載してございますが、県の評価は全て法人の自己評価と同じものとなってございます。

続いて資料4を御覧ください。各項目の説明につきましては、時間の都合もございますので、評価をA又はCとした項目を中心に説明させていただきます。

まず資料4の2ページを御覧ください。初めに「（1）質の高い医療・療育の提供」ですが、県の評価案はAとしております。判定理由としましては、NIP連携施設など新たな施設認定を取得した他、「みやちるノート」の運用開始、また宮城県成人移行支援センターの開設、クリニカルパス適用率の向上などにより、目標を上回る成果を上げていると評価しております。

次に3ページを御覧ください。「（2）地域への貢献」ですが、県の評価はAとしております。判定理由としましては、広報室を新設し、新たにニュースレター「Ye11」を発行するなど情報発信を強化したことや、紹介率が目標値を大きく超える高い水準で達成したこと、また県内外の小児重症患者の3次転送依頼に対応し、救急搬送応需率を高い水準で維持するなど、救急医療の充実に寄与したことなどから、目標を上回る成果を上げていると評価しております。

次に5ページを御覧ください。「（4）患者が安心できる医療・療育の提供」ですが、こちらは県の評価はAとしております。判定理由としましては、「人生の最終段階における医療・ケアのあり方に関する指針」の策定や、新たに臨床倫理コンサルテーションチームを設置するなど倫理的課題の解決支援に取り組んだ他、「医療安全N E W S」を新たに発行するなど医療安全対策の充実を図っており、目標を上回る成果を上げていると評価しております。

次に8ページを御覧ください。「（5）教育研修事業」ですが、県の評価はAとしております。判定理由としましては、協力型臨床研修病院として初期研修医や後期研修医を積極的に受け入れ、教育研修環境の整備に努めたことや、ジェネラリスト院内留学の実施、また他の医療機関への看護師派遣などにより、優れた看護実践者の育成を図ったこと、また地域医療研修会などを積極的に開催し、地域の療育スタッフ等の資質向上に取り組んだことなどから、目標を上回る成果を上げていると評価しております。

次に「（6）災害時等における活動」ですが、県の評価はAとしております。判定理由としましては、安否確認システムの導入により、災害発生時に全職員の安否が確認できる体制を整え、全国一斉訓練に参加するなど災害時等への備えを強化したことや、消防訓練及び防犯訓練を定期的に実施し、災害時の対応力向上と安全管理体制の徹底に努めたことなどから、目標を上回る成果を上げていると評価しております。

次に10ページを御覧ください。「2 業務運営の見直し及び効率化による収支改善」につきましては、県の評価案をBとしております。この項目につきましては、中段2段落目になりますが、病床利用率及び医業収益に占める人件費率とともに中期計画の目標値を下回りましたが、新型コロナウイルスの流行後も病床の効果的な利用が困難な状況の中で、いずれの指標についても改善が図られていることから、総合的に目標を達成していると評価し、Bと判定しております。しかし最後の段落になりますが、県の意見としまして、「なお、令和5年度及び令和6年度の収支の悪化により、収支改善は法人の存続にも関わる喫緊の課題であるため、現状分析を継続するとともに、業務全般について最適化し、収支改善が図られるよう、収益増加及び経費節減に引き続き取り組むこと」と記載しております。

次に11ページを御覧ください。第4の「予算、収支計画及び資金計画」から第9の「積立金の処分に関する計画」についてですが、県の評価はCとしております。判定理由としましては、経常収支比率及び医業収支比率とともに目標未達で、当期純損益がマイナス5億7千円となっており、経営安定化に向けた改善が必要な状況であることから、目標を下回っていると評価しております。資料3の説明は以上となります。

次に全体評価について御説明しますので、資料1に戻っていただき、資料1の2ページを御覧ください。2ページに記載しております2の全体評価についてですが、第1の令和6年度業務実績全般の評価につきましては、「東北唯一の小児高度専門医療施設として、質の高

い医療・療育提供と地域貢献に積極的に取り組み、成人移行期支援や医療的ケア児支援など、新たなニーズへの対応を進めている」と評価しております。しかし一方で、「こども病院を取り巻く厳しい環境変化が経営に大きな影響を及ぼし、非常に困難な状況に置かれている状況であり、業務改善努力は認められるものの、経営の安定化に向けた一層の取組に期待する」ことについて記載してございます。第2項以降は御覧のとおり記載してございます。なお、こちらの資料1につきましては、本日の委員の皆様からの御意見を踏まえて改めて調整の上、9月県議会に報告する予定となっております。説明は以上です。

土屋委員長　　はい、どうもありがとうございます。それでは、今の説明内容について質疑を始めたいと思います。県の評価案について、項目別評価及び全体評価を一括して質疑をお受けいたします。また、前回の評価委員会で委員の皆様から頂戴した質問等の回答については資料7にまとめられておりますので、それに関する御意見等も合わせてお願ひいたします。委員の皆様から何か御意見はございますか。まず資料3で、小山委員がAをつけていた箇所があるのですが、これについてはBという形で対応してよろしいですか？

小山委員　　はい、よろしいです。

土屋委員長　　はい、ありがとうございます。では、そのような形で、この項目をBという形で考えていきたいと思います。それでは、もし何かありましたらよろしいですか。それでは、非常にこども病院としてはよく頑張ってしっかりやってきたという評価が大部分なので、それに基づいて、さらに様々な質疑があり、その質疑が資料7にまとめられておりますので、資料7を中心に少し話を進めていきたいと思います。この資料7について色々な方から意見がありますが、まず加藤委員の意見から少し取り上げてみたいと思います。資料7で、加藤委員にいくつかの質問をしていただいておりますが、質問事項の2、5、13などが出ております。これについて、加藤委員、このような法人から寄せられた回答でよろしいかどうかについて、まず御意見を伺いたいのですが、よろしいでしょうか？

加藤委員　　はい、読ませていただきて、了解いたしました。特に質問はございません。

土屋委員長　　はい、分かりました。私が見た限りでは、例えば質問事項2の「業務はどうなのか」という質問や「効果がどうか」という質問について、説明が不足しているように思えます。

また、質問事項5についても、実施回数は平成30年から年に1回行っているということですが、その調査結果の扱い方については「それぞれの部署において業務改善に活用することとしている」とあり、「調査結果を活用した具体的な業務改善の提示については今後検討する」という回答になっています。

それから質問事項13についても、職員やりがい度調査の結果については、「調査は行つたが、調査結果の活用は今後検討する」という形になっておりました。いずれにせよ、調

査は行ったもののその活用については十分でない、あるいは回答の仕方に少し不足があるのではないかと私は思ったのですが、いかがでしょうか。

加藤委員 はい。今、先生がおっしゃっていただいたとおり、確かにここに少し回答をいただけたと良かったのかなとは思いますが、効果などについては少し時間がかかるて分かってくることだったりもするのかなと思い、少し遠慮したところもあります。しかし、もし回答をいただけるのであれば、部分的なことでも良いので何か報告していただけたと、より分かりやすいかなと思います。

土屋委員長 はい、ありがとうございます。今すぐに答えを求めるというよりも、ここに一つの課題が内在しているという認識で、例えばその満足度調査のようなものは長年やってきていても、具体的な活用方法がまだ決まっていないのであれば問題ではないかとも思います。ですから、一つの課題としてこれから先に残していただければと思います。

加藤委員 はい。

事務局 はい。事務局でございます。ただいま御指摘いただいたことにつきまして、調査が行われており、その活用について今後検討するという回答が2箇所ほどございます。その活用について、どのようなタイミングで活用していくか、スケジュール的な部分も含めて、法人、こども病院側に確認の上、今年度、評価委員の方も評価委員会の方もあと2回予定しておりますので、何かしら委員の皆様にご報告できるものがあればご報告をさせていただきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

土屋委員長 はい、ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは次に進みたいと思いますが、同じく資料7で小山委員の質問12があります。これについて、小山委員の方から少しこの回答に対する説明をいただけたらと思います。

小山委員 私はその経営分析等ですね、他の小児病院との比較について、資料からは読み取れませんでした。回答としては、「機能や規模が近い小児医療施設との比較を行っている」とのことだったので、それに基づいてどのような改善策があったのか、どのように生かしているのかをお聞きしたいと思います。これは多分昨年も出た課題だったと思います。はい。それを答えていただきたい、というか、それを行っていただきたいという話でした。

土屋委員長 そうでしたね。

小山委員 確かにありました。

土屋委員長 そのような意味では、やはりきちんとした答えがないのは寂しいなということだと思いますが、多分、実施はしているのでしょうか。

事務局

事務局でございます。総務省の方で毎年、公立病院に係る決算状況を取りまとめておりまして、全国のどちらの病院でもそういった比較は行える状況にはなってございます。

ただ、具体的にそれぞれの項目についてどうだったかという点につきましては、確かに回答の方では具体的に示されていない部分もございます。個々の経営努力や日々の活動としては、しっかりと行っていただいているとは思いますけれど、それが目に見える形、委員の皆様に具体的に説明できるような内容につきましては、この後、法人と少し相談させていただければと思います。

土屋委員長

こども病院が抱えている共通の問題はきっとあると思います。発想としては、他のこども病院がどうなっていて、どのような共通の問題点があり、それにどう対応するかということまで、こども病院側では当然考えるべきだと思います。

その際に、他のこども病院と一緒にになって何か要求していくということも考えられることだと思います。当然行っていなければならないことなのに、その答えが出てきていないというのは少し気になります。これは姿勢の問題ですが、もう少ししっかりやれないものかな、と私自身は少し感じるところがあります。いかがでしょうかね。

事務局

はい。先ほども申し上げましたけれども、確かに個々の日々の取組や工夫、そして実際の経営における分析等は、しっかりと行っていただいている部分はあろうかと思います。しかし、具体的に同様のこども病院との比較などがどこまでなされているのかについては、今後確認し、御報告できる部分があればさせていただきます。

土屋委員長

はい、ありがとうございます。それでは次は小林委員の質問事項 17 です。それについて小林委員の方から少しその意図を説明していただけるとありがたいです。

小林委員

いつも発達障害、移行期支援ばかり言ってすみません。今回、発達障害の診療について、こども病院の姿勢に常に不満を感じているので、それについてお話ししたいと思います。

共同診察システムで立派にやっているという回答ですが、その共同診察システム自体が問題なのです。元々、共同診察システムは発達障害を診る医師が不足している状態に陥り、急遽、臨時に作られたシステムだと思います。どのようなシステムかというと、こども病院は初診を 1 回だけ診て、紹介元の先生に患者を戻し、その後は電話やメールでやり取りを進めるというものです。このシステムが私たちに知らされた時、小児科医がどのように反応したかが問題です。2、3人の先生に聞いてみたところ、小児科医としては「もうこども病院には一般的な発達障害を診る専門の医師はいないのかな」と捉えた方が多いようです。そのため、小児科医がこのシステムを利用していることは非常に少ないのではないかでしょうか。

以前、こども病院からシステム導入後の報告があったようですが、小児科からの紹介が激減したと言われていたようでした。実際、小児科からはあまり紹介されていないのではないかと思います。小児科以外からの紹介はあるかなとは思いますが、実際にどのくらいこのシステムを利用しているのかをこども病院側から聞きたいと思っています。

このシステムが「ちゃんと機能しているから地域での連携がしっかりとしていて、満足するようなことをしている」という回答もありました。しかし、実際は、満足はしていないと思います。システム自体がいわゆる臨時的なものなので、これを改善しなければどうにもならないと思います。ですから、こども病院のこのシステムは良いものだとは思いません。実際はどうかよく分かりませんが、私の感想と、他の2、3人の先生の感想からすると、そのようなものです。

それではどうすれば良いかということですが、発達障害の診療自体に様々な問題があります。教育が医療に丸投げ状態になっていて、医療が非常に忙しい状態になっているのです。これも、こども病院が発達障害診療になかなか踏み切れない一因でもあるかと思います。仙台市には「アーチル」というシステムがあって、それは比較的システム化されており、学校との連携も非常にうまく行われています。しかし問題は県です。県は「まなウエル」という場所に一応そのようなシステムを作っていますが、非常に複雑怪奇なシステムで、どのようなことをどのように行っているかあまり分かりません。

まなウエルには、メンタルクリニックもあるのですが、まなウエルの各施設との横のつながり、関係性もあまりはっきりしません。宮城県の各自治体は自治体ごとに自由にやっているのですが、その自治体に対してまとめる役割もないようです。ですから、ここで言うべき問題ではないかもしれません、県がもう少し「アーチル」のようなシステム作りに一役買ってほしいと思います。それから、教育委員会との関係なども整理していただけないと非常に良いと思います。ここではこども病院の問題を言っているのですが、県全体の取組みに対してもお願いしたいと思います。

また、こども病院に発達障害の診療を地域住民は非常に期待していると思います。しかし、発達障害の診療は非常に時間が掛かるなど様々な問題があり、それをこども病院が「やるべきか」「絶対にやらなければならないか」ということは問題で、そのこと自体を検討しなければならない問題だと考えています。色々喋ってしまい申し訳ありません。

土屋委員長

発達障害の診療は一つの例だと思いますが、様々な方が様々なことを考えているようです。私が感じるのは、こども病院がやりたいことと、県としてこども病院にやってほしいこと、そして宮城県民や一般市民の方がこども病院に何を望んでいるのか、といったことをきちんと聞くことができるのかは分かりませんが、そういったことを勘案しながら、例えば中期目標のようなものが作れたら良いのではないかと感じています。

こども病院は年に一度、その取組を発表する機会を設け、内部で共有しているという話ですが、そういったものが「こども病院はこういうことをやっていきたいのだ」ということを主張する場として公開する、あるいは県の方では「こども病院にどのようなことを期待しているのか」、一般市民や発達障害の患者を持つ親御さんたちが「何を求めているのか」といったものが合わさって、こども病院の中期目標のような形に反映され、具体的にどのような計画で進んでいけるのか、ということできたら良いのではないかと考えています。

小林先生がおっしゃったように、受け止め方の違いや「やりたいこと」と「やってほしいこと」がなかなか一致しない部分があり、それが逆転してしまうようなことは、どちらも大事なことだと思うので、その辺りの調整や、どこが落としどころなのかということは、やはり歩み寄って考えていく必要があるのではないかと感じていました。その辺りもこれから課題の一つとして取り上げていったら良いのではないかと思っています。他の先生方、委員の方々よろしいでしょうか。はい、郷内委員どうぞ。

郷内委員 少し脇道に逸れますが、ただ今の小林先生の御指摘にありましたところで、教育委員会の名前が少し出てきたかと思います。発達障害の件を行う場合、医療、つまりこども病院が担う部分と、教育委員会が担う部分など、様々な関係者で協力するという風に聞こえたのですが、教育委員会は確かに知事の管轄ではないですね。知事ではなく、教育委員会は全く知事の影響、つまり指揮系統下にはないと思ったのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

事務局 はい。事務局でございます。教育委員会につきましては、知事部局とは離れた独立した執行機関となっておりますので、基本的には知事から独立した機関としてお考えいただいて差し支えございません。

郷内委員 私も、がん対策の方で県の担当者と少しだけ関わったことがあるのですが、がん教育という大きな分野があり、他の都道府県では教育委員会が非常に積極的に動き、県が行っているがん対策推進と非常によく連動して、小中学校などにも教育を取り入れています。

しかし、宮城県は全国の都道府県の中でも末尾のような状況で、それはなぜかというと、教育委員会が全く動いていないからです。ですから、今小林先生が提案されたことに関しては、ここで私たちがいくら言っても多分何も動かないのではないかと、少し厳しい言い方ですが、そう感じたのでお伝えさせていただきました。

土屋委員長 はい、ありがとうございます。よろしいですか。はい、どうぞ。

事務局 はい。教育委員会は、先生がおっしゃる通り独立した機関ではございますが、我々知事部局とも随時その辺りは連携を図りながら進めている部分もございます。先ほど委員から

お話をありましたがん対策の他にも、今議論に残っております発達障害の件につきましても、医療と教育、そしてさらに福祉など、様々な面で連携して取り組んでいかなければならぬ部分かと思いますので、その辺りもしっかりと我々としても情報共有しながら、進めるべき部分については進めていければと考えております。

土屋委員長

はい、ありがとうございます。それでは次ですが、私が感じたところ、私の質問で質問事項8があります。インシデントレベル3Bが2年続けて7件ずつ、計14件起きているとのことです。この回答の中に、骨折が令和5年度3件、令和6年度3件あったこと、尿道損傷が令和5年度2件、令和6年度1件あったことが記載されています。これは、いわば繰り返されているインシデントが存在するという返事でした。

もう一つ気になったのは、令和7年度以降は発生していないということは、気を付ければ発生しないで済むのだろうということです。そうなるとなぜ、骨折事故が6件も起こるまで対策が取れなかつたのだろうかと感じます。そこは非常に難しいことだと思いますが、このインシデントに対する姿勢ももう一度きちんと考え方直していく必要があるのではないかと、この回答から私自身は感じていたので、そのことをお伝えしようと思いました。

事務局

ありがとうございます。非常に重要なポイントだと思いますので、法人の担当者にもしっかりと伝えていきたいと思います。

土屋委員長

それから次ですが、最も大事なところですが、橋本委員が質問事項15と19で非常に強く述べているところがあるので、この点についてまず橋本委員の方から説明をしていただけますでしょうか。

橋本副委員長

私がいつも言っていることですが、これは質問というよりは、感想というべきものかもしれません。これは日本の医療の問題点でもありますので、この収支がなかなかうまくいくかないことを、こども病院あるいは県当局だけの責任にするわけにはいきません。これはもう政治的な問題ですので、今特に日本全体が、日本国民がこういうことを意識しなければならないことだと思っています。

先日、参議院選挙でも、例えば医療費を削減するといった意見が出ていましたが、社会保障の負担を削減すれば自分たちが社会保障を受けられなくなる、ということを国民がなぜ分からぬのかと、私はいつも不思議に思っています。要するに、それなりのリターンを得るには、それなりの負担が必要なのは当たり前の話です。どこからもお金は出てこないのですから。ですから、社会保障費、医療だけでなく様々なことを含みますが、その中に医療というものが特に絞られてきています。

そう考えると、今のこども病院の問題は、結局のところ日本政府、あるいはもっと大きなことを言えば日本国民に責任があるということなのです。これは間違いない事実であり、例えばそういったことで人件費などを絞ると、様々なところにひずみが来るということですね。ですから、今回のこども病院の評価にしても、全体的にはこども病院は非常に良くやっていると思います。しかし、評価としてはCがこの部分だけなので、これはもう仕方がないことだと思います。

私、少しそれについて思っていたのですが、看護師の離職率が増えていますね。去年までは非常に良い状況だったのですが。これ、質問事項 14 で加藤委員も質問されています。その回答の中に「職場適応困難」が 4 人いるとありますね。職場適応困難は通常新人ですが、中堅の 4 人の職場適応困難の内訳がどうだったのかをこども病院としてきちんと分析してほしいです。その中に給与に対する不満などが含まれていないか、働き方改革によって働き方が少しずつ変わってきていますが、その中で辞めた方々に過重な負担がかかり、それが辞める原因を作ったのではないか、といったこともありますので、ぜひこども病院の中できちんと分析してほしいと思います。

それから、ついでにお話ししますが、地域貢献のところで、秋田県以外からは結構患者さんが来ているのですね。だとすると、先日も少し話が出ましたが、やはり宮城県として他の東北各県に働きかけはしたことは多分ないのだと思いますが、そろそろそれはしても良い時期なのではないでしょうか。宮城県立こども病院は東北のこども病院ですので、その意気込みをもってこども病院も仕事をしているわけです。そして当然、宮城県以外の地域から来る患者さんたちのために赤字が出ているわけですね。ですから、それはやはり各県の責務でもあるのではないかと思います。ですから、それも少し考えても良いのではないかと思っていました。以上です。

土屋委員長

はい、ありがとうございます。この点について齋藤委員、何か御意見があればぜひお聞かせいただきたいのですが。

齋藤委員

はい、ありがとうございます。今、橋本先生がおっしゃったように、看護師さんの離職率はかなりクリティカルだなと思っていた。というのも、大学病院の医局の人間としては、医師の配置は医局全体のバランスでなんとかできるところだとは思うのですが、看護師さんはやはり病院に魅力がないとなかなか就職してくれません。採用しようと思っても、そもそも応募してくれないと採用ができません。

ですから、医師の確保よりも、私は看護師さんや助産師さんの確保の方が、かなりウェイトが大きいと思っています。ここは県全体として、看護学校や助産学校は今、どんどん減ってきてていると思いますが、その辺りを県として一つの施策というか、考えがあっても良いのかなと思っていました。

これはこども病院に限らずですが、宮城県内の病院、そしてこども病院も含めて、そういったところに看護師さんが十分に配置されないと、先生がおっしゃったように、医療そのものを提供できないということが起きてしまうのではないかと思います。宮城県の中には沿岸部を中心に過疎化が進んでいる市町村がありますが、そちらでは看護師さんの高齢化や、高齢に伴う退職、あるいは若い人が就職しても結婚や出産で離れてしまうということが非常に多く、そもそも安全な医療を提供できない、医師を配置したところで看護師がいないという現状があります。ですから、この辺りは県としてご検討いただきたいというのが正直な思いです。以上です。

土屋委員長 ありがとうございます。それではもうお一人、郷内委員、橋本委員のお話に関連して御意見がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

郷内委員 はい。私は医療職ではありませんので、今の先生方や皆様のお話は、本当にご苦労されているのだなという感想です。橋本先生がおっしゃった、医業収支や財務に関する赤字に関しては、本当にこども病院だけの問題ではありません。私が知る限りでも大学病院もそうですし、県立病院もそうです。直近では民間の病院の方からも話を聞く機会がありましたが、そちらももちろん赤字です。

ですから、それはもう各病院の努力を特に超えていることでもありますので、橋本先生がおっしゃったような政治的な判断には期待しますが、果たして総務省や厚生労働省が、今これだけ皆さんのが窮状を訴えている状況であっても、「もう潰れてもらって結構だ」と、極端な言い方をすればそう思っているのではないかと感じます。「地方はどんどん少子化で過疎化が進み、人もいなくなるのだから、そんな病院、ちゃんとした病院はいざれ必要なくなる」というような発想がすごく見え隠れしており、非常に心配です。

宮城県においても仙台圏だけはまだ黒字でやっていけていますが、県全体として考えた時には、本当にあちこちがもうガタガタしているというのはとても心配なことです。こども病院はやはり東北で唯一ということでもありますし、宮城県のお金で運営はされていますが、やはり東北の子供さんたちもここに来て治療ができるような体制は、ぜひ維持していただきたいと思います。それはやはり、宮城県は東北6県の中心を長年担ってきておりますので、「自分の宮城県だけでやれば良い」ということは、歴史的にもできることであると思います。

そして最終的には、橋本先生がおっしゃった県民の意識など、医療費負担が嫌だとか、健康保険料を払いたくないというのも今回の参議院選挙で議席を増やしているところもたくさんありましたし、社会保障を悪いもののように皆さんが思っていること、それが最終的に自分に跳ね返ってくるということがなぜ分からぬのか、という感じは持ちました。本日の会議とは脱線するかもしれません。

- 土屋委員長 はい、ありがとうございます。
- 橋本副委員長 先生、ちょっと一言よろしいですか。
- 土屋委員長 はい、どうぞ。
- 橋本副委員長 郷内委員、どうもありがとうございました。今、厚生労働省とか総務省とおっしゃいましたが、厚生労働省はよく分かっています。所悪の根源は財務省ですから、間違えないでください。財務省が今、医療費を何とかして削ると言っており、総務省の関係の郵政の親玉だった某元県知事がとんでもないことを言っていました。その辺りが、本当に諸悪の根源なのです。
- 土屋委員長 はい、ありがとうございます。恐らくこども病院が抱えている問題は、東北地方、それから日本全体の問題にもなっていくのだろうと思います。色々な意見を出していただいたので、このぐらいにしておきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。
- それでは、項目別評価及び全体評価についてよろしいでしょうか。それでは事務局において、各委員の意見を評価に反映させるようにお願いいたします。 続いて議事2、令和6年度財務諸表についてですが、前回の評価委員会で法人から提出された財務諸表について、設立団体である県は評価委員会の意見を基に承認することとなっております。この財務諸表について委員の皆様から御意見などを伺いたいと思いますが、質問や意見はございますか。ここでは小山委員にお願いいたします。
- 小山委員 今回、以前にもお話ししましたが、残念ながら当期純損益でマイナス5億7千万円という赤字ではありましたが、こども病院さんは県民のために一生懸命努力されていて、県民のニーズを満たしていると思います。
- ただ、その赤字については、私自身もNHKでやっている病院の問題や、他の病院、東京の病院でも資金が足りないらしく、友人も東京の聖路加病院に入院したのですが、そちらも大変だったという話も聞きましたので、この赤字はやはり診療報酬が下げられ、物価高騰と、もう構造的でどうしようもない問題だと思います。この財務諸表については、このまま適正であると認めます。
- 土屋委員長 他によろしいですね。はい。それでは、小山委員の意見を私たちの代表的な意見とさせていただきます。 続きまして議事3、暫定評価期間業務実績等に関する評価に入ります。こちらも県の評価案について事務局から説明をいただいた後、県の評価に対して委員の皆様から御意見等を伺いたいと思います。それでは事務局からお願ひいたします。
- 事務局 はい。それでは、第5期中期目標暫定評価期間の業務実績に関する評価結果案について御説明させていただきます。

初めに資料3を御覧ください。中央から右側が暫定評価の一覧となります。そのうち左から令和4年度、令和5年度の評価結果、法人自己評価、県の評価案の順に記載しており、県の評価は全て法人の自己評価と同じでございます。

続いて資料4の暫定評価期間業務実績に係る項目別評価シートの集計したものを御覧ください。各項目の説明につきましては、A又はC評価とした項目を中心に説明させていただきます。まず資料4の1ページですが、「(1) 質の高い医療・療育の提供」について、県の評価はAとしております。判定理由としましては、新型コロナウイルス感染症流行期における対応、また成人期を迎える患者の成長・発達に応じて、県の関係機関と連携した成人移行期支援に取り組んだことなどから、目標を上回る成果を上げていると評価しております。

次に2ページを御覧ください。「(2) 地域への貢献」についてですが、県の評価はAとしております。判定理由としましては、多角的な情報発信に積極的に取り組んだ他、小児救急医療の充実に寄与したことや、新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備へ貢献したことなどから、目標を上回る成果を上げていると評価しております。

次に3ページを御覧ください。「(4) 患者が安心できる医療・療育の提供」についてですが、こちらは県の評価はBとしております。判定理由としましては、倫理的課題への対応や医療安全の維持及び改善に努めたことなどから、目標を達成していると評価しております。なお、判定理由の4つ目に記載しておりますが、令和4年2月に発生した医療事故について記載しております。この医療事故に関しては、再発防止策を講じるなど適切に対応はしているものの、評価委員会や県への報告に時間を要したことなど、情報共有の面で課題を残したものと評価しております。

次に5ページを御覧ください。「(5) 教育研修事業」について、こちらは県の評価はAとしております。判定理由としましては、若手医師の育成、また優れた看護実践者の育成に努めた他、地域医療研修会の活発な開催など、目標を上回る成果を上げていると評価しております。

次に「(6) 災害時等における活動」についてですが、県の評価はAとしております。判定理由としましては、安否確認システムの導入や医療救護体制整備における役割を明確化することで災害時等への備えを図ったことの他、医薬品等の管理・備蓄に努め、防災備品の備蓄及び配備を適切に行なったことで、目標を上回る成果を上げていると評価しております。

次に6ページを御覧ください。「2 業務運営の見直し及び効率化による収支改善」についてですが、県の評価はBとしております。判定理由としましては、新型コロナウイルス感染症への対応の他、収益性確保のための取組を評価し、Bと判定しております。しか

し、最後の段落に県の意見としまして、「なお、令和5年度及び令和6年度の収支の悪化により、収支改善は法人の存続にも関わる喫緊の課題であるため、現状分析を継続とともに、業務全般について最適化し、収支改善が図られるよう、収益増加及び経費節減に引き続き取り組むこと」と記載しております。

次に7ページを御覧ください。第4の「予算、収支計画及び資金計画」から第9の「積立金の処分に関する計画」ですが、県の評価はCとしております。判定理由としましては、経常収支比率が令和5年度及び令和6年度で目標を下回り、経営安定化に向けた改善が必要な状況であることから、目標を下回っていると評価しております。

次に8ページを御覧ください。「（2）職員の就労環境の整備」についてですが、県の評価はAとしております。職員の心身の健康状態の向上を図ったこと、職員のワークライフバランスに配慮した就労環境の整備に努めたことなどから、目標を上回る成果を上げていると評価しております。項目別評価の説明は以上となります、引き続き全体評価について御説明いたしますので、資料2の方を御覧ください。

資料2の2ページになります。令和4年度から令和6年度までの第5期中期目標暫定評価期間全体の業務実績については、目標・計画を概ね達成しており、質の高い医療・療育の提供や地域への貢献、教育研修、災害時対応、職員の就労環境の整備に関する取組では、目標・計画を上回る成果が得られたと評価しております。また、3カ年の経営状況について、新型コロナウイルス感染症への対応やその後の受診動向の変化、少子化の進展など、こども病院を取り巻く厳しい環境変化が経営に大きな影響を及ぼし、安定した業務運営が課題となる中で、経営改善に向けた検討や方策の実施に努めたことを評価しております。第2項は御覧のとおり記載しております。

最後にこの資料2の21ページを御覧ください。21ページですが、第4「中期目標の期間の終了時の検討について」でございます。こちらは今回の暫定評価結果のもと、次期中期目標に向けた検討について、委員の皆様からいただいた意見を踏まえて記載しております。2段落目の中ほどになりますが、「次期中期目標期間においても業務の継続及び組織の存続は必要であると判断される。引き続き医療環境の変化に柔軟に対応した診療体制の充実に努められたい」とあります。

また、最後の段落2行目になりますが、「病院経営の安定化に向けて、継続した現状分析や改善方策の検討、実施に努めていただきたい」と記載しております。なお、こちらの資料2につきましては、本日の委員の皆様からの御意見を踏まえ、改めて調整の上、9月県議会に報告する予定となっております。事務局からは以上でございます。

土屋委員長

はい。事務局より暫定評価期間に関わる業務実績評価について説明がありました。それでは県の評価案について、項目別評価及び全体評価を一括して質疑をお受けいたします。

事務局の説明について委員の皆様から御意見はございますでしょうか。よろしいですか。一つは医療事故についての取扱いですが、資料2の9ページに書いてあります。これについては皆様にすでに事務局の方からメールで説明もあったと思いますが、このような記載方法でよろしいですね。はい、ありがとうございます。

それからもう一つは、14ページを御覧ください。災害時の問題ですが、資料4の5ページに「災害時等における活動」という項目があり、そこに委員の意見が記載されていますが、皆様から御意見をいただけていないということがありました。委員長として、そこに委員の意見として加えたいものがありましたので、少し聞いてください。「コロナ禍に適切に対応し、また災害防災マニュアルを整備し、着実に遂行した。」というような委員の意見を入れさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、そのような形で対応させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それから、資料2で最も重要な財務関係の話になりますが、小山委員が資料5－2あるいは資料6にはっきりと記載されています。2期連続の当期純損失があり、令和7年度にまた同様の損失を計上すれば債務超過に陥るということを書かれていますが、小山委員、もう少し説明をいただいてもよろしいでしょうか。

小山委員 はい。 そうですね。令和7年度も同じような損失を出してしまったら、病院の存続という面で大変心配されます。県としては、運営費負担金の方を増額するなど、そういった対応をされる予定はございますか。

事務局 はい。ご質問ありがとうございます。非常に令和5年度、令和6年度と、厳しい経営状況であったというところで、今年度も非常にそういった資金繰り、特にキャッシュの面で苦しくなる可能性があると考えてございます。

まずは、こども病院側の努力といったところも必要だと考えてございますが、万が一ということがあつては当然いけませんので、そういった際には県の方でも何らかの対応はやはり考えていく必要があるかなと考えてございます。

今後の、まず7月まで4ヶ月というところでございますが、随時そのあたりの経営状況についてしっかりと情報共有を図りながら、しっかりと運営していただけるようにしてまいりたいと考えてございます。

土屋委員長 はい、ありがとうございます。本当にこども病院の報告を見ていても、他のところは素晴らしい良くやっているのに、経営のところになると途端にトーンダウンしてしまうという感じがします。どこまでこども病院の責任でどこまでを負担し、どこまでが許容範囲なのかがはつきりしないと、多分こども病院もやりにくいのではないかと思いますので、ぜ

ひその点についてご支援をよろしくお願ひできたらと考えております。他に皆様何か、どうぞ、小山委員。

小山委員 はい。そうですね。私もこども病院の活動はとても素晴らしいとは思いますが、このように赤字が続いてしまうとやはり病院の存続も心配されます。ですから、今行っている活動の中で、費用対効果という言い方をしてしまえばあれですが、縮小していくサービスというものも検討された方が良いのかなと思いました。それは、県とこども病院さんのお考えだと思いますが、もし中には費用がかかつてしまうサービス、費用対効果の面で考えなければならないサービスもあると思いますので、そちらの方を御検討いただけたらと思いました。

事務局 はい。事務局でございます。恐らくそういう面についてもしっかりと検証は必要かと思います。次の目標、中期目標、中期計画というすぐにではないかもしませんが、今おっしゃられたとおり、今後のこども病院のあり方というところも、将来的にはしっかりと検討していかなければならぬと考えているところでございます。

土屋委員長 はい、ありがとうございます。こども病院、そうですね、本当にこれからどういう形でやっていくのかということも含めてやはり考えた方が良いのかなとは思いますが、将来の宿題ということでここでは捉えておけばよろしいかと思いますので、よろしくお願ひいたします。他に皆様何か、ぜひ意見を言っておきたいというございましたら、齋藤委員何かありますか。

齋藤委員 ありがとうございます。私は単純に宮城県民にとってこども病院は必要だと思いますし、仮に万が一こども病院がなくなるようなことが起きれば、合計特殊出生率が下から2番目の宮城県は、恐らく1番になってしまい「子供が産み育てられない県」という風に見えてしまうだろうと思いますので、私はあくまで個人的な意見ですが、税金を投入しても良いと考えています。もちろんこども病院の努力も必要だと思いますが、県として県民に税金を投入しても存続させる病院なのだという姿勢は、見せてても良いのかなと個人的には思います。以上です。

土屋委員長 はい、ありがとうございます。よろしいですね。はい。それでは、議事については以上といたします。続いて次第3の「その他」ですが、何か質問や御意見はございますか。他に事務局から何かありますでしょうか。

事務局 はい。では事務局から今後の予定について御説明いたします。本日、委員の皆様からいただいた御意見を参考に、今後県で令和6年度業務実績及び暫定評価期間業務実績の最終評価結果を作成し、9月県議会において報告する予定となっております。県から評価委員会に諮問した事項に対する評価委員会としての意見提示につきましては、本日の委員会の内容を踏まえ、土屋委員長と事務局において調整の上、評価委員会の意見として整理さ

せていただき、県への答申を頂戴したいと思っております。また、次期中期目標及び中期計画に係る御審議を賜るため、10月以降に第62回評価委員会及び第63回委員会を開催させていただく予定ですが、後日開催日が決まりましたらまた御連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。事務局からは以上でございます。

土屋委員長 はい。事務局の説明に対し御意見はございますか。それでは事務局に進行をお返しいたします。

事務局 はい、委員長、議事進行ありがとうございました。また委員の皆様におかれましては貴重な御意見を賜りました。以上もちまして本日の委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。